

⑤ 福生市告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十六年第二回福生市議会臨時会を次のとおり招集する。

昭和五十六年五月二日

福生市長 田 村 匡 雄 ㊟

一 期 日 昭和五十六年五月十一日

二 場 所 福生市議会議場

三 付議事件

- (1) 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- (2) 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例
- (3) 庁舎暖冷房設備工事請負契約
- (4) 専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）
- (5) 専決処分の承認を求めることについて（昭和五十五年度福生市一般会計補正予算

(第九号)

- (6) 専決処分の承認を求めることについて (昭和五十五年度福生市下水道事業会計補正予算 (第八号))
- (7) 常任委員会委員の選任
- (8) 東京都市収益事業組合議会議員の選挙

(写) 福総庶発第四百五十一号

昭和五十六年五月二日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

議案の送付について

昭和五十六年第二回福生市議会臨時会に提案するため、次の議案を送付します。

- 一 議案第三十六号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 二 議案第三十七号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 三 議案第三十八号 庁舎暖冷房設備工事請負契約
- 四 報告第一号 専決処分の承認を求めることについて (福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 五 報告第二号 専決処分の承認を求めることについて (昭和五十五年度福生市一般会計補正予算 (第九号))

六 報告第三号

専決処分の承認を求めることについて（昭和五十五年度福生市下水道事業会計補正予算（第八号））

写

福総庶発第二十二号

昭和五十六年四月二日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

市議会議事説明員の委任について

昭和五十六年一月十日付け、福総庶発第二千五百一号で通知した市議会議事説明員のうち、昭和五十六年四月一日付けによる人事異動に伴い、次のとおり委任したので通知します。

職 名	氏 名
総務部	持 田 異
管財課長	

写

福教庶発第七号

昭和五十六年四月二日

福生市教育委員会委員長 来住野 元 一 印

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

市議会議事説明員の委任について

昭和五十六年一月十日付け、福教庶発第六百七十六号で通知した市議会議事説明員に、昭和五十六年四月一日付けによる人事異動に伴い、教育委員会事務局の職員を追加して委任したので通知します。

職 名 氏 名

主 幹 菅 原 滋

写

福監発第 3195 号

昭和56年 3 月31日

福生市議会議長 小 林 菊 三 殿

福生市監査委員 山 下 久 吉

同 貫 井 喜代次

昭和56年 2 月分例月出納検査の結果に
ついて(報告)

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定に
より、次のとおり報告します。

- | | |
|-------|---|
| 1 検査日 | 昭和56年 3 月27日(金) |
| 2 場 所 | 監査委員事務局 |
| 3 対 象 | 昭和56年 2 月中における収入役の権限に属
する現金の出納状況並びに関連事項 |
| 4 結 果 | 2 月中における現金の出納状況について、関
係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、
2月末日における収支の状況は、別紙のとおり
で計数上の誤りは認められなかつた。 |

昭和56年2月分

1 歳入歳出の状況

昭和55年度

会計名	予算現額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一般会計	10,426,187	525,054,417	8,216,175,257	78.8	運△500,000,000
		466,558,002	7,378,263,382	70.8	837,911,875
国保会計	1,073,101	77,009,098	821,056,721	76.5	36,264,908
		78,354,593	784,791,813	73.1	
区画整理 会計	91,494	185,640	50,698,770	55.4	10,850,375
		2,838,277	39,848,395	43.6	
下水道 事業会計	2,416,879	21,769,411	643,563,497	26.6	運650,000,000
		158,353,049	1,190,214,723	49.2	△546,651,226
受託水道 事業会計	532,029	32,023,000	444,352,000	83.5	16,113,725
		29,867,841	428,238,275	80.5	
合 計	14,539,690	656,041,566	10,175,846,245	70.0	運150,000,000
		735,971,762	9,821,356,588	67.5	354,489,657

運は運用金

2 歳入歳出外現金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	24,373,982	89,406,144	98,158,576	15,621,550

3 基金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
基 金	用品調達	515,267	959,102	1,472,598
	土地開発	192,856,451	0	192,856,451
	職員退職準備	2,284,998	0	2,284,998
	庁舎増築	34,792,557	0	34,792,557
	都市施設整備	1,124,188,507	0	運△150,000,000 1,124,188,507
	中小企業振興 資金一時補填	1,739,000	0	1,739,000
	仮称第八小学校 建設	373,267,545	0	373,267,545
	福生市育英	13,100,000	0	13,100,000
	国保高齢者養育 資金交付	1,669,434	117,305	1,786,739
合 計	1,744,413,759	1,076,407	1,472,598	運△150,000,000 1,744,017,568

運は運用金

昭和 5 5 年 度

第 4 回

定期監査報告書

総務部秘書室

選挙管理委員事務局

福 生 市 監 査 委 員



昭和55年度

福監発第 322 号

昭和56年4月25日

監査の概要

福生市長 田 村 匡 雄

監査の対象

福生市議会議長 選挙管理委員会事務局

小 林 菊 三 殿

監査の範囲

福生市選挙管理委員会

委員長 森 田 新 平

監査の実施期間

福生市監査委員 山 下 久 吉

昭和56年1月7日から昭和56年1月30日まで

同 貫 井 喜代次

監査の方針

監査の実施にあたっては、監査対象となつた秘書室及び選挙管

理委員会事務局における昭和55年度第4回定期監査の結果につい

て（報告）

地方自治法第199条第3項の規定により定期監査を行つたの
で、同条第8項の規定に基づきその結果を次のとおり報告します。

(1) 予算の執行状況について

(2) 秘書に関する事務について

1 監査の結果

財務に関する事務処理は、関係職員の努力により総体的にみて

(1)

定期監査結果報告書

1 監査の対象

Ⅱ 監査の結果

財務に関する事務処理は、関係職員の努力により総体的にみて

概ね良好なものと認められた。

1 職員配置状況は次のとおりである。

職員 区分	室 長	主 事	運転手	計
秘 書 室	1	2	1	4

2 予算の執行状況について

予算は、その目的に従つて概ね適正に執行されているものと認められる。

その執行状況は、別表1のとおりである。

3 秘書に関する事務について

秘書室における事務のうち、市長の交際に関することについては、交際費の支出内訳の関係諸帳簿が整備され概ね適正に事務処理されていると認められた。

選挙管理委員会事務局

(1) 予算の執行状況について

(2) 選挙に関する事務について

(3) 備品の管理状況について

Ⅲ 監査の結果

財務に関する事務処理は、関係職員の努力により総体的にみて概ね良好なものと認められるが、なおその一部に是正改善について検討を必要とする事項が見受けられたので本報告を参考とし今後の事務処理にあたっては十分留意されたい。

以下若干の意見を付し、その概要について記述する。

1 職員配置状況は次のとおりである。

職員 区分	局 長	係 長	主 事	計
選挙管理委員会事務局	1	1	1	3

2 予算執行状況について

予算は、その目的に従つて概ね適正に執行されているものと認められる。

その執行状況は別表2のとおりである。

3 資金前渡の経理状況について

このことについては、規定の手続きにより概ね適正に事務処理されていたものと認められるが、精算事務で前渡日より精算日までの期間が長期に亘るものが1件あつたので、今後は精算事務処理をすみやかに行うよう留意されたい。

4 選挙に関する事務について

選挙事務については、概ね適正に事務処理されていると認められるが、選挙公報配布委託料に関して算出の基礎となる基準が明確にされていないので契約書の内容について今後十分検討の上速やかに是正改善を図られたい。

5 備品の管理状況について

特に指摘する事項は見受けられなかつた。